

(7) 国営造成施設の管理体制整備

国営事業対策室

| | | | | | | | | |
|-------|--|----|----|-----|------------------|----|----|-----|
| 補助事業名 | 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) | | | | | | | |
| 事業主体 | 県 | 営 | 団 | 体 | 営 | | | |
| 事業内容 | <p>農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の本管理体制整備を図るために行う、次に掲げる活動を実施する。</p> <p>1. 計画推進事業</p> <p>(1) 計画更新活動(管理体制整備計画の更新)</p> <p>(2) 推進活動(管理体制整備の推進活動)</p> <p>2. 支援事業(多面的な機能の管理等のための管理体制の整備・強化に対する支援)</p> <p>多面的な機能の管理等とは、本来の農業生産に係る管理を上回って対応する部分で、</p> <p>(1) 当該地区における管理に要する費用のうち都市化・混住化に伴い増大した多面的機能の発揮に相当する費用(多面的機能に対応した管理)</p> <p>(2) 環境や安全に配慮した施設の操作体制の強化を図るための高度な管理業務の増加に要する費用(管理の高度化)</p> <p>(3) 施設の劣化原因の除去や劣化防止対策等の予防的な保全対策又は省エネルギー化対策の実施に要する費用(予防保全・省エネルギー化対策)</p> <p>(4) 集中豪雨等の発生頻度の増加、突発事故又は異常気象等非常時に対応した地域防災体制の整備に要する費用(地域防災に対応する為に必要となる補完的な施設の整備、調査、計画策定等に要する費用を含む)(地域防災)</p> <p>(5) 専門家による施設管理の現地指導等の技術支援に要する費用(技術支援)</p> | | | | | | | |
| 採択要件 | <p>国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の本管理体制整備を図るため、県又は市町村等が事業主体となって次の事業を実施する。</p> <p>1. 計画推進事業</p> <p>(1) 計画更新活動: 地域の実情に応じた望ましい管理水準、管理体制、費用分担の目標、適切な費用分担のあり方の設定等。 事業主体: 県</p> <p>(2) 推進活動: 管理体制整備推進協議会を通じた合意形成、関係団体との協議・調整、農家・地域住民に対する啓発普及活動等。 事業主体: 県、市町村</p> <p>2. 支援事業:</p> <p>(1) 多面的経費に対応した管理</p> <p>多面的機能に対応した管理に要する経費として「農業外効果」(0.6)と「農業効果」(1.0)との割合から、土地改良区が当該施設を管理するのに要する経費に $0.6/(0.6+1.0)=0.375$ を乗じた額を上限とする。</p> <p>(2) 管理の高度化 事業主体: 県、市町村</p> <p>(3) 予防保全・省エネルギー化対策の実施 事業主体: 県、市町村、土地改良区等</p> <p>(4) 地域防災対策の実施(補完的な施設の整備、体制整備に必要な調査及び計画策定等) 事業主体: 県、市町村</p> <p>(5) 技術支援の実施 事業主体: 県、市町村</p> | | | | | | | |
| 実施要綱 | 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱 | | | | | | | |
| 実施要領 | 国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領 | | | | | | | |
| 交付要綱 | 土地改良事業関係補助金交付要綱 | | | | | | | |
| 補助率 | 区分 | 国 | 県 | 市町村 | 区分 | 国 | 県 | 市町村 |
| | 1 内地 | 50 | 25 | 25 | 内地 2(1)(4)の事業 | 50 | 25 | 25 |
| | | | | | 内地 2(2)(5)の事業 | 50 | 10 | 40 |
| | | | | | 内地 2(3)(4)の事業 | 50 | 未定 | 未定 |
| 適用 | 事業実施期間: 平成 30 年度～平成 34 年度 | | | | | | | |